

(2) 遊戯室（ホール）

○遊戯室（ホール）の事故の予防

遊戯室（ホール）は、園行事で園児が一堂に会したり、悪天候の際の園庭での遊びに代わる場となったりします。園行事としては、入園式、修了式（卒園式）や誕生会、生活発表会などの式典や幼児の保育の発表、保護者とともに遊ぶ催し等があり、その他にも様々な活動を展開する場合があります。また、幼児が午睡する場として使用されることもあり、遊戯室は幼児教育施設における重要な活動の場となっています。

幼稚園施設設備指針には遊戯室について以下のように記されています。

2 遊戯室

(1) 空間構成、位置等

- ① 保育室との連携や、特に降雨、降雪時の利用を十分検討し、規模、位置等を適切に計画することが重要である。その際、保護者や地域住民による利用や、近隣の小学校の児童等との交流も考慮して計画することが望ましい。
- ② 保育室やホールと連続して計画し、一体的な利用も行えるよう考慮することも有効である。その際、幼児の日常の動線となる空間を確保できるように計画することが望ましい。
- ③ 運動に使う遊具、大型の遊具等を収納するための空間を、日常の出し入れに便利な位置に確保することが望ましい。
- ④ 津波等災害時に、遊戯室を緊急避難場所として利用するために、上層階に計画することも有効である。その場合には、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とともに、避難者が円滑に避難できるよう階段の位置等を計画することが重要である。

(2) 面積、形状等

- ① 幼児が安全にしかも伸び伸びと活動できる面積、形状とすることが重要である。
- ② 活動の内容や方法に応じて各種の園具、遊具等の配置を換えたり、様々なコーナーを形成できる面積、形状とすることが望ましい。
- ③ 避難時や行事の際の利用者の動線も考慮しつつ、幼児等が円滑かつ安全に移動できる出入口の位置、幅等を計画することが重要である。
- ④ 幼児の発表、保護者の交流、様々な行事等に必要な照明、音響、ステージ、暗幕等の設備を適切に設置できる空間を確保することが重要である。

（幼稚園施設設備指針第3章第2・2）

遊戯室は単独であったり、保育室と兼用で「遊戯室」としては設置していなかったり、設計や置かれている施設用品や用途なども、園によって様々な状況となっています。

危機管理

1 遊戯室の活用別の危険性をチェックする視点

遊戯室は、保育室より広く作られている場合が多く、その用途も多岐にわたっている場合が多いです。どんな目的で使用されるのかによって、設置されるものや動線が変わってくるため、目的別にその危険性をチェックする視点をもつ必要があります。

予防チェックリスト	
① 保育室と連携して遊びを展開する場合、安全な動線を確保できているか	<input checked="" type="checkbox"/>
② 行事で使用する場合、活動内容や人数に見合った広さが確保されているか	<input type="checkbox"/>
③ 行事で使用する場合、園児と大人の動線に危険がないか	<input type="checkbox"/>
④ 午睡の場所として使用する場合、園児が寝るスペースが十分に確保できているか	<input type="checkbox"/>
⑤ 午睡の場所として使用する場合、大型遊具やガラスの窓からの距離が確保できているか	<input type="checkbox"/>
⑥ 多数が集う場所として活用する場合、非常時の避難路の確保や避難時の指示、職員の役割分担ができているか	<input type="checkbox"/>

① 保育室と連携して遊びを展開する場合、安全な動線を確保できているか

保育室の遊びとつながりのある遊びが遊戯室で行われる場合は、幼児が行ったり来たりすることが多くなります。そのため、安全な動線の確保は必須となります。また、どんな遊びが連携して展開するのかによって、遊戯室に広げられる遊具がいくつか考えられます。運動的な要素が入っている場合には運動マットや移動式鉄棒などの使用を考えられますが、ごっこ遊び的なものの場合は、大型積み木で遊びの拠点を作っていくことが考えられます。また、保育室内で使用しているままごと道具などが運び込

まれる場合や大型のブロックとの併用などもあるでしょう。幼児が自ら場を構成するときに、遊びの人数や遊び方、構成する場所など、近くで保育者が安全性を考えながら適切な助言を行って、幼児が遊びを進められるように援助をしていく必要があります。

② 行事で使用する場合、活動内容や人数に見合った広さが確保されているか

行事において、多人数の遊びの場として活用する場合は人数によって活動の限界があります。人数が多いのに激しく移動するような活動では衝突が発生する可能性が多くなるなど、人数に合わせた活動内容の検討が必要でしょう。

また遊具を使用する、例えば、巧技台を使用したアスレチックを設定して幼児が遊ぶというような場合もその人数の動きに合わせて設置位置を決めたり組み合わせを考えたりする必要があるでしょう。

③ 行事で使用する場合、園児と大人の動線に危険がないか

保護者がともに活動する場合にはさらに人数が多くなったり、幼児にとって大人が視界を遮ることになったりするため、幼児の活動に合わせて適切に大人を誘導する必要があります。

④ 午睡の場所として使用する場合、園児が寝るスペースが十分に確保できているか

午睡の場所として使用する場合、園児が午睡中の動きによってケガをする危険性がないように、広いスペースを確保する必要があります。

⑤ 午睡の場所として使用する場合、大型遊具やガラスの窓からの距離が確保できているか

午睡中に大きな地震が起きた時、割れたガラスでケガをしたり、置いてある大型遊具が崩れてきたりすることがないような位置に幼児を寝かせることも大切です。

⑥ 多数が集う場所として活用する場合、非常時の避難路の確保や避難時の指示、職員の役割分担ができているか

儀式や生活発表会などでは、数多くの椅子が並べられ、多くの人が集う場所となります。このような場合は移動することが少ないため、動きによって危険に至る可能性は低くなります。

しかし、緊急の事態が起こり避難する必要が出てきた場合には、非常に動線が悪い

ため、適切な指示の下その場にいる人が協力し合って避難しなくてはなりません。緊急事態の際に避難経路が職員はじめ参加者にわかりやすく明示されているか、園内の避難訓練などでも確認しておく必要があります。

2 遊戯室の環境から考えられる危険性

遊戯室は、その設備の状況や設置場所によって、園児にとって危険なものとなることが考えられます。

予防チェックリスト		<input checked="" type="checkbox"/>
① 床面の状況を把握して幼児に行動の仕方を指導しているか。また、状況を改善する対応を行っているか		<input type="checkbox"/>
② 遊戯室のガラス面への安全対策はできているか		<input type="checkbox"/>
③ 舞台環境（照明・音響・舞台幕など）の定期点検を行っているか		<input type="checkbox"/>
④ 舞台幕が使用されているときの扱い方、行動の仕方を指導しているか		<input type="checkbox"/>
⑤ 舞台の昇降時の安全について指導しているか		<input type="checkbox"/>
⑥ 遊戯室が設置されている場所に合わせた避難の経路や方法が周知されているか		<input type="checkbox"/>

- ① 床面の状況を把握して幼児に行動の仕方を指導しているか。また、状況を改善する対応を行っているか

湿気が多い時には床面に水分がついて滑りやすくなったり、ワックスを塗った後には上履きが張り付き急に止まりつまずいたりする場合があります。

CASE

○足早に移動している最中に、ワックスを塗った後の床で、上履きが張り付くように止まってしまい、勢いで体が前に倒れ、顎を強打して数針縫う。その際、奥歯が欠け歯茎に刺さり口腔内もケガをする（ヒヤリ・ハット事例）。

幼児が登園する前の環境整備で園舎内を歩き、床面の滑り具合を確認し、必要に応じて拭いたり、空調で改善したりしていくことが大切です。その上で幼児にも、移動の仕方について気を付けていくよう指導するとよいでしょう。

② 遊戯室のガラス面への安全対策はできているか

ガラスの窓や扉がある場合、大型遊具が当たったり、幼児がぶつかったりして割れてしまうこともあります。

CASE

○大型ブロックの車に乗り、友達に押してもらっているとき、勢いがつきそのままガラスの扉に突っ込んで扉を破損。ガラスで数か所手足に切り傷ができる（ヒヤリ・ハット事例）。

移動式の遊具を使用する際は、とっさの停止ができなかった場合を予測して、あらかじめ破損の危険性のある場所や追突すると衝撃が大きい場所などをクッション性のあるものでガードしておくことが望ましいでしょう。

③ 舞台環境（照明・音響・舞台幕など）の定期点検を行っているか

遊戯室には幼児の発表活動のために舞台や照明、音響、舞台幕が設置されている場合があります。安全に作動するように、その設置状況の定期点検を行う必要があるでしょう。

④ 舞台幕が使用されているときの扱い方、行動の仕方を指導しているか

舞台幕などは、直接幼児がその開閉を行うことは少ないと考えますが、もし行うことがあるならばその操作がスムーズに行えるかどうか装置の安全性を確認する必要があります。また、舞台幕に寄り掛かったり、執拗に引っ張ったりするなど、幼児の動きが故障を招くようなことも考えられます。幼児に適切な行動を促すことも大切です。

⑤ 舞台の昇降時の安全について指導しているか

幼児の発表に段差のある舞台の設置が必要な時があります。常時設営型と、臨時設営型と幼稚園・保育所によって異なると思います。常時設営されている場合は、幼児も慣れていることが多いですが、臨時設営型だと慣れていない場合もあると思われます。いずれの場合も段差に対する注意の向け方を幼児に指導する必要があります。特に後者の場合は慣れていない分、より丁寧な配慮が必要となるでしょう。

CASE

○幼稚園児が昼食後、幼稚園ホールで遊んでいたが、走っている時に他の園児が投げたボールが当たって転び、その際、ホール内に置かれていた移動式舞台に顔面を強打した件で、幼稚園側は少なくとも1名以上の教諭等を配置し適時に適切な指導をさせるべき注意義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったとして、幼稚園側の責任を一部認めた（東京地判平19・5・10（平18（ワ）10629））。

幼児はホール内にある備品や遊びに伴う危険性を十分に理解できないため、幼児の動き方に細心の注意を払うとともに、危険性が予想される行為に対しても、個々に具体的な注意や指導をすることで、前記のような事故を防ぐことができるでしょう。

⑥ 遊戯室が設置されている場所に合わせた避難の経路や方法が周知されているか

幼稚園・保育所の構造によっては、遊戯室が1階でないことや、直接園庭に出られない場所にあることもあります。集会などで大人数が一堂に会しているときに、地震・火災などが起こってしまった場合の避難の経路や方法をマニュアル化し、避難訓練を年間計画の中に位置付けます。

2 保護者からの苦情対応

(1) 園内で発生した事故により保護者から苦情が発生した場合

○園児同士のトラブルが損害賠償に発展した事例

園児同士のトラブル解決は、当事者同士による話し合い、園職員や周りの保護者の介入、若しくは第三者委員の介入によるケースが多く、裁判になることは多くはありません。

ですが、判例からは、幼稚園・保育所として注意すべき点を学び取ることができます。

「第三者委員」とは、「苦情解決に社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため」に設置され、社会的に信頼のある立場の者（社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など）に委嘱します（平12・6・7障452・社援1352・老発514・児発575 2(3))。

CASE

○保育園内において、園児が他の園児から板切れを投げつけられ受傷。園長及び加害園児の親権者に監督義務者としての損害賠償責任があるとされた（和歌山地判昭48・8・10判時721・83)。

(1) CASE の概要

園児Aは、運動場で遊んでいたとき、ささいなことから他の園児とけんかになり、板切れを持ってかかっていこうとした。その様子をすばやく見つけた保母に板切れを取り上げられてしまったので、園児Aは、別の場所から別の板切れを拾ってきて、けんか相手の園児Bに近寄った。保母に発見され、板を取り上げられそうになつたので、あわてて持っていた板を相手に向かって投げた。板は、曲がって飛び、すぐ近くにいた被害園児Cの右眼に当たってしまった。

(2) 加害園児Aについて

園児Aは、保育園生活に慣れるにしたがって粗暴な振る舞いが目立つようになった。それは、保育園のガラスを何回も割る、園児を誘って勝手に門から飛び出す、ナイフを隠し持って突くまねをするなど枚挙にいとまがなかった。また、保母に対してもかみつくなどの反抗的な態度を見せた。

園は市に対して措置決定の解除を申し出たが認められなかった。また、園はAの親権者に「自主退園」を求めたが受け容れられなかった。そこで、園はAが他の園児に傷害を負わせても一切の責任を負わないという合意を親権者と行った。

Aは児童相談所の診断で「家庭環境に起因する軽い情緒傷害がある」とされた。

(3) 判決の概要

ア 園長の監督義務

これらの事実に基づいて、判決では、園長の監督義務について以下のように述べました。

- ・施設の長は、児童福祉法に基づく措置決定に対し、正当な事由がない限り拒絶してはならない。
- ・園長は、親権者の有無に関わりなく、保育園における園児の保育及び随伴する生活全てに対しての監督義務と責任を持つ。
- ・保育の一環である自由保育中に起きた事故であり、園児Aの平素の振る舞いからすれば、全く予想しえないとはいえないでの、代理監督義務者である園長が監督義務を怠らなかったものとは認められない。

イ 親権者の責任

同様に園内での事故であったにしても親権者の責任は回避できないとしました。

- ・親権者は児童の全生活関係について監督義務を負うものであるから、たとえ代理監督義務者に責任があるとしても、そのために親権者の責任が免除されるわけではない。
- ・園児Aには教育上配慮すべき多くの問題があったにもかかわらず、適切な措置をとることなく日時が経過した間に発生したのであるから責任がないという主張は認められない。

(4) 園として注意すべき点

家庭での養育に困難を抱える家庭の子どもたちを預かり、生命の安全を守りながら、子どもたちの育ちをサポートするのが幼稚園・保育所です。Aのような園児や家庭の例は、少なからずどの幼稚園・保育所でも抱えていることと思われます。

心と体のコントロールがうまくいかずに、次々と「問題」を起す子どもたち。ちょっとしたことでキレやすかったり、唐突に癪癩を起したり、そのたびに周囲の子どもたちも保育者も右往左往してしまうことが多いようです。

障がい児の療育などで研究と実践が進んでいる「認知行動療法」などを学び、「問題」のある子の支援を科学的・集団的に行うとともに、児童相談所などと連携しながら家庭全体を支援していくことが望まれます。

CASE

○保育園内において、園児が他の園児から右ほほをかまれ受傷。社団福祉法人運営の保育園が代理監督義務者としての監督責任を認めたが、被害園児の損害の程度及び損害賠償の範囲について争いとなる（東京地判平26・2・28（平25（ワ）1627））。

(1) CASE の概要

1歳前後の保育園女児Aが同室の園児Bの右ほほに噛みつき受傷する。代理監督義務者の立場にある園は監督責任を認めた。両親は、女児の顔面に瘢痕が残り、外貌に醜状を残す可能性があり、親の精神的苦痛も大きいとして、被害女児の後遺障害に対する慰謝料として100万円を要求した。

(2) 判決の概要

園児Bの後遺障害については医師の診断内容に照らして認められず、両親の精神的苦痛に関しても、園児の死亡に比肩するような苦痛についての立証がないので認められないとして、慰謝料は、3万円が相当とした。

(3) 園として注意すべき点

CASEでは、園児が噛まれる状態に至った経過などは、園が監督責任を認め、賠償に応じる姿勢を見せていたために詳細が不明です。内閣府の「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」は、平成27年からの公開なので、平成20年の当該事故についての記録は見当たりません。

一般に、0歳～1歳の子どもは、目や口、鼻などの顔面のパーツに興味を持ち、手を伸ばして触ろうとしたり、口にくわえようとすることがあります。その際に誤って指で目を突ついたり、皮膚をひっかいたり、歯をぶつけてけがをさせたりということも十分に予想されることです。子どもの自然な好奇心と行為を上手にコントロールすることが必要です。

<0歳～1歳児のリスク行動への対応>

留意点	チェック
園児から目を離さない保育体制を作る。	
園児同士が近づき、かかわろうとしているときは、いたずらに止めるのではなく、危ない行動にすぐ対応できるよう、注意深く見守る。	
「あぶない」と思ったときに、大声を出したり、手を出して強く制止するのではなく、「突っついたら痛いよ」などと言いながら、やさしく手をそえて向きを変えたり、保育者に注意を向けさせたりする。	
ハイハイ期の子は、より周囲にいる子に関心を示して触れようとしたり、好みのおもちゃの取り合いをしたりするので、リスクが高まる。子どもたちとしっかりかかわることで、子どもの気持ちを理解しながら、制止・誘導する。	

乳幼児期は、言語表現が未熟なために、自分の要求を通すために友だちに対して攻撃的になったりすることも珍しくありません。保育のあらゆる場面を通して、気持ちを言葉で表現し伝える経験、友だちの言葉を聴いて理解しようとする経験を豊かにすることが大事です。園児同士のコミュニケーションを豊かにするカギは、保育者と園児の愛情あふれるコミュニケーションの形成です。「先生の言うとおりにしなさい」という頭からの指示や制止、従わない子への強い叱責は、子どもたちの心を萎縮させ、思ったことを表現できなくなるばかりか、保育者の前ではおとなしいよい子を演じながら、自分より弱い立場の子に対しては威嚇的になったり、意地悪な気持ちになったりするようになります。

家庭環境の中で寂しい思いをしている子たち、虐待（に近い）を受けている子たちも幼稚園・保育所には必ずいます。一人ひとりの心を解きほぐすような暖かな保育環境・保育対応がなによりも子ども同士のトラブルリスクを減らし、保護者との摩擦を小さくします。

CASE

○市立幼稚園内において、園児が他の園児とぶつかって右目裂傷の受傷。被害園児Aの親権者らが、他の園児Bが持っていたハサミで右目を突かれたことによる受傷であり、

園に安全配慮義務違反があると主張したが、園児同士の偶発的で瞬時に起こった衝突によるもので園に過失はないとした（Aの控訴後和解が成立した）（松山地判平9・4・23判タ967・203）。

(1) **CASE** の概要

被害園児Aは幼稚園のクラスで、他の園児（B）からハサミで右眼を突かれ、入院・通院治療を受けるが右眼視力が0.05に低下する後遺障害を残して固定した。担当教員はこのとき教室外にいたこと、ハサミが入った道具箱はロッカーにしまわれていたが、鍵がかかっておらず、園児が自由に取り出せる状態になっていた。担当教員は園児の動静に十分に注意し未然に事故を防止すべき注意義務があったのにそれを怠り、安全配慮義務違反があったので、担任教員を雇用する幼稚園に賠償金の支払を請求した。

(2) 判決の概要

- ① 園児Aは、8時30分くらいに登園。数日前から休んでいたこともあり、担当教員が玄関まで迎えに行き教室に連れてきた。教室にいた園児たちは着替えや積み木遊びをしていて、特別に騒いだ様子はなかった。
- ② 担当教員は、教室内の入り口付近の床におもらしのような跡を見つけて雑巾で拭き取り、ついで花瓶の水がこぼれたのを拭き取って、雑巾を洗いに教室外へ出た。
- ③ そのとき、園児の1人から園児Aと園児Bがぶつかったことを聞かされ、振り返るとAが右眼をBが口を手で押さえて向かい合う形で立っていた。
- ④ 「どうしたの？」と尋ねたところ2人は答えず、周囲の園児が「ぶつかったんよ。」と答えた。
- ⑤ その際、Bが手にハサミを持っていたことはなく、周辺の床にもハサミを入れる道具箱はなかった。
- ⑥ 本件事故は、4歳児クラスの教室内でBとAがぶつかって、Bの歯がAの右眼に当たって発生した蓋然性が高く、担当教員は、可能な限り園児の行動を見守り、危険な行動に及ぶ園児に適宜注意を与えるなど、事故発生を未然に防止すべき安全配慮義務を負っているというべきであるが、園児同士が偶発的かつ瞬時に衝突したことによって起きた事故で、教室内の状況からして、事故の発生を予見し、未然に防止することは無理であるので、安全配慮義務違反があったとは認めがたい。

(3) 園として注意すべき点

CASE では、事故後に両親が治療を受けた医師やAから聞いたという2つの内容が重要な争点になりました。

1点は、「事故後、他の園児にティッシュペーパーを右眼に当ててもらって階下に降りたら、教員は他の教員と立ち話をしていた」、園児Bは、「ハサミをチョキチョキしながら怪獣ごっこをしていた」と両親に言った園児Aの言葉の信用性です。

もう1点は、「刃先の先端が丸くなっている幼児用のハサミによっても、園児がこれを胸元に固定し刃先を前向きに出して片方の刃自体を握るように持てば」、「原告と同様の傷害が生じる可能性がある」と証言した医師と、鑑定を行った医師の「幼児の上顎の乳切歯、あるいは乳切歯と乳犬歯のような硬くて先端がやや尖ったものが瞬間に眼瞼と眼球を傷つけたものと推認され、したがってハサミが原因であった可能性は低い」という鑑定結果の違いでした。

判例では、教員の「具体的かつ詳細な証言内容と対比して」、園児Aの供述を直ちに採用できないとし、事故の状況から見て、鑑定結果を採用したことでの右眼とBの歯が偶然にぶつかった事故であるという判断をしています。

避けられなかった事故とは言え、一生残る傷害を幼い時期に負ってしまうのはとても悲しいことです。その責任を明らかにしたいという両親の思いも痛いほど伝わってきます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、幼稚園、保育園、学校などの管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っています（後掲参考「○給付の対象となる災害の範囲と給付金額」参照）。園児の保険加入、園児同士の事故に備えた賠償責任保険の加入、園に賠償責任が果たされたときのための保険などを活用し、万が一の事故・災害に備えましょう。センターの災害共済給付は、該当施設の設置者が保護者等の同意を得て、センターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金（保護者と設置者が負担します）を支払うこと（災害共済給付制度への加入）によって行われます。

参考

○給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(令和元年5月1日現在)

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費（給付金の計算方法） <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険並の療養に要する費用の額の4／10（そのうち1／10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1／10を加算した額 <ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病 		
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される		障害見舞金（障害等級表） 4,000万円～88万円（3,770万円～82万円） 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円（1,885万円～41万円）〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000万円（2,800万円） 〔通学（園）中の場合 1,500万円（1,400万円）〕
	突然死	運動などの行為に起因する死	死亡見舞金 3,000万円（2,800万円） 〔通学（園）中の場合 1,500万円（1,400万円）〕

第4章 第1 個人情報保護等に関する危機管理と対応

運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円（1,400万円）〔通学（園）中の場合も同額〕
------------------	---

※（ ）内の金額は、平成31年3月31日以前に生じた障害・死亡に係る障害見舞金額・死亡見舞金額

※上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの間の医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合をいいます。

（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の3割分となります。）

また、上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

◆供花料の支給

学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたことなどにより死亡見舞金を支給しないものに対し供花料（17万円）を支給します。

◆へき地通院費

へき地にある学校（義務教育諸学校）の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円の通院費を支給します。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ 学校安全Web（給付金額）2019
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tqid/85/Default.aspx>）

○民事責任を求める主な法体系



■民事責任（損害賠償）を求める主な法体系

- ・不法行為責任：故意又は過失による損害を賠償する責任
- ・債務不履行責任：保護者との契約を履行しなかったことによる賠償責任
- ・使用者責任：園長、理事長などは、使用する保育者等が事業の執行に当たって第三者損害を加えた場合の賠償責任
- ・共同不法行為責任：保育者、園長、園など、複数の者が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任
- ・監督義務責任：未成年の児童（園児）など責任能力のない者を監督する責任のある者（保育者等）が、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任
- ・工作物責任：工作物の設置、保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたとき、その工作物の占有者が、被害者に対してその損害を賠償する責任
- ・国家賠償法：公務員が、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が賠償責任を負う。
- ・公の營造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又

第4章 第1 個人情報保護等に関する危機管理と対応

は公共団体が賠償責任を負う。

■園舎などの建物管理にかかる法令

建築基準法

建築基準法施行令

児童福祉施設の設置及び運営に関する基準

幼稚園設置基準

幼稚園施設整備指針

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

自治体ごとの保育所の設置・運営基準

保育所保育指針

消防法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）